

「発電用水力設備の技術基準の解釈」の一部改正に対する意見の募集について

令和元年5月16日
経済産業省
産業保安グループ
電力安全課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

電気事業法（昭和39年法律第170号）においては、電気に起因する災害及び障害の防止のため、設置者に対して電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安体制の確保、並びに技術基準への適合・維持を義務づけています。また、水力を原動力として電気を発生させるための電気工作物（以下「発電用水力設備」という。）を施設する設置者については、遵守すべき技術基準として、「発電用水力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第50号）」を定めるとともに、省令の技術的要件を満たすものと認められる技術的内容を具体的に示した「発電用水力設備の技術基準の解釈（20160511商局第3号）」（以下「水技解釈」という。）を定めています。

今般、水技解釈について別紙の「発電用水力設備の技術基準の解釈（20160511商局第3号）」の一部を改正する規程案「新旧対照表」のとおり改正することを検討しているため、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「発電用水力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程 新旧対照表（案）」

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和元年5月16日（木）～ 令和元年6月14日（金） 必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省産業保安グループ電力安全課 パブリックコメント担当 宛

(2) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のF A X番号宛てにお送り下さい。

F A X 番号：03-3580-8486

(3) 電子メール(意見提出用紙を添付してお送り下さい。)

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：denanka-pabukome@meti.go.jp

(電子メールの件名を「発電用水力設備の技術基準の解釈」として下さい。)

※ 電話での御意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、御了承願います。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X 番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「発電用水力設備の技術基準の解釈」の一部を改正する規程に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
<p>・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>・ 意見内容</p> <p>・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p>	